平成２３年（フ）第４９号
札幌市西区西町南12丁目１番38号
破産者　株式会社ファータイル
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６１号
栃木県鹿沼市千手町2559番地１星ハイツＡ棟201号室、破産手続開始決定時の住所栃木県日光市千本木383番地17
破産者　遠藤　譲一
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９３号
栃木県宇都宮市清原台４丁目５番34号
破産者　株式会社グッド・ヒル
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９６号
栃木県宇都宮市平松本町628―13、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台４丁目５番34号
破産者　岡田　明彦
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８号
岐阜市早田東町10丁目47番地２　長良ロイヤルマンション302号室
破産者　倉橋　雅子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９０号
岐阜市塩町２丁目29番地
破産者　鳥内　　博
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成１９年（フ）第４６号
静岡県沼津市下香貫塩場3083番地の１
破産者　神田義桂こと　姜　　義桂
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
愛知県稲沢市大塚町松葉添1284番地の31
破産者　有限会社サンモールド
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２０３号
京都府向日市鶏冠井町荒内34番地の１、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区桃山紅雪町125番地２
破産者　有限会社キュービック・ヒビノ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
和歌山市市小路282番地の６
破産者　株式会社河北建設
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５７号
長崎県長崎市花園町27番１号
破産者　有限会社城山タクシー
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０６号
福岡市博多区榎田２丁目３番79号
破産者　有限会社井上兄弟鋼業
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３１号
福岡市博多区冷泉町９番３号
破産者　株式会社セイコー社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６３号
福岡市中央区薬院２丁目３番30号
破産者　大一建設株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６４号
福岡市城南区七隈１丁目17番９号
破産者　大一工業株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６８号
札幌市北区篠路町上篠路305番１号、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区北26条東12丁目３番１号
破産者　株式会社クリーンテック
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３号
栃木県大田原市湯津上888番地
破産者　深澤　清正
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４号
栃木県大田原市湯津上888番地
破産者　深澤　美千
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第５２号
東京都目黒区上目黒３丁目６番11号、旧本店所在地埼玉県越谷市大字弥十郎668番１
破産者　株式会社東洋企画
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷930
破産者　有限会社エムプランニング
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
千葉県鴨川市東町1172番地４
破産者　須ケ牟田和代
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県鴨川市江見内遠野590番地
破産者　石井　利英
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部